

越谷市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理計画に係る認定申請書の添付書類)

第2条 省令第1条の2第1項の規定により市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による認定の申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準のうち法第3条の2第2項第4号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合するものであることを法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが確認したことを証する書類

(2) その他市長が認定に関して必要と認める書類

(認定の申請等の取下げの届出)

第3条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請をした者（以下「申請者」という。）は、当該申請の取下げをしようとするときは、認定の申請等の取下げ届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第4条 市長は、法第5条の4（法第5条の6第2項及び法第5条の7第

2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による認定をしないことを決定したときは、認定しない旨の通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(軽微な変更の届出)

第5条 法第5条の4の規定による認定を受けた者(以下「認定管理者等」という。)は、当該認定に係る管理計画(以下「認定管理計画」という。)について省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第3号様式)に、省令第1条の2第1項に規定する添付書類のうち変更に係るものを添付して、市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第6条 市長は、認定管理者等に対し、法第5条の8の規定により認定管理計画に係るマンション(以下「管理計画認定マンション」という。)の管理の状況について報告を求めるときは、管理の状況に関する報告依頼書(第4号様式)により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定管理者等は、管理の状況に関する報告書(第5号様式)に、報告の内容に関する必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第7条 市長は、認定管理者等に対し、法第5条の9の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書(第6号様式)により行うものとする。

(管理の取りやめの申出)

第8条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理の取りやめ申出書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消しの通知)

第9条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定取消通知書（第8号様式）により行うものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。